

研究倫理規約 附則
研究倫理教育未受講者の取扱要領

この附則は、東洋文庫（以下「文庫」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に制定した「研究倫理規約」に定めるところの第17条「研究倫理教育」において、文庫の全研究員に対して義務づけられた研究倫理教育を受講していない者、もしくは受講状況について報告を行わない者の取り扱いを定めるものである。

・研究倫理教育を受講していない者、もしくは受講状況について報告を行わない者については、下記のとおり、段階的な措置を取る。

- (1) 注意……文庫研究部が実施する受講状況調査に対して期限までに回答（受講）しない者に対して通告し、1ヶ月以内の回答を求める。
- (2) 警告……「注意」通告より1ヶ月を経過しても回答（受講）しない者に対して通告し、その者にかかわる特定奨励費・個人科研費の執行を停止する。通告後1ヶ月以内の回答を求める。
- (3) 委嘱停止……「警告」通告より1ヶ月を経過しても回答（受講）しない者に対して通告し、研究員の委嘱を停止し、研究員に与えられる全権限が失効する。

なお、健康上の理由などやむを得ない事情で、研究倫理教育の受講が出来ない者は、「受講不能者」として研究倫理教育を免除する。ただし、その者が再び文庫の研究活動に参画する場合は研究倫理教育の受講を課する。

(2019年4月1日施行)